

## 平成25年度 第2回本部会議事録

### 1. 日時

平成25年9月18日（水）午前10時00分から午前11時55分まで

### 2. 場所

県庁本庁舎5階大会議室

### 3. 出席者

高梨部会長、宮代副部会長、飯田委員、五十嵐委員、池澤委員、植野委員、川上委員、木村委員、刑部委員、倉田委員、酒井委員、鈴木委員、田中（鈴）委員、寺田委員、富沢委員、内藤委員、早坂委員、宮本委員、吉野委員

県：山田課長他11名

#### 事務局（桜井副課長）

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、千葉県総合支援協議会・第四次千葉県障害者計画推進作業部会の第2回本部会を開催いたします。私、本日の進行を務めさせていただきます副課長の桜井と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 資料の確認と欠席委員の報告

それではまず、本日は専門部会を取りまとめた議論を報告する節目でもございますので、会議に先立ちまして山田障害福祉課長からごあいさつ申し上げます。

#### 事務局（山田課長）

皆様、おはようございます。障害福祉課長の山田でございます。きょうは25年度本部会・第2回目ということでございます。前回の第1回が4月の開催以来ということで、時期だけみると、ごぶさたしているようではありますが、平行して専門部会等を集中的に運営しておりますので、正直、私としてはあれから「あっという間にきょうを迎えたかな」というふうに思っております。委員の皆さん、きょうもこの本部会に御出席賜りまして感謝を申し上げます。

この本部会の議事というもの、これも昨年度からたびたび話題になっているかと思いますが…一つは、まとめの、文字どおり“四次計画の進捗管理”をしていただくということでもあります。専門部会の動きなどを、またこの激動の障害福祉行政の全体の動きを検証いただくということかと思っております。専門部会の関係は、今日報告もさせていただきますが、それぞれ専門部会からの、こちらへの報告の期限もあって、専門部会においても、

それぞれ集中的かつ効率的な議論ができるのかなというふうに思っております。専門部会のほうは、はや来年度の重点事業ということで、後ほど報告させていただきますが、本部におかれましては、きょうも大所高所からの御意見を賜ればと思っております。

最後になりますが、2020年、東京パラリンピックの開催が決定いたしまして、7年後に向けて国内でハード・ソフトともに充実していこうという気運が、今後高まっていくかと思えます。この動きに乗り遅れることのないよう、県から国に発信していくというスタンスで、今後もこの障害福祉行政を展開していきたいと思っておりますので、引き続き皆さんからの格段の御指導、御助言方、よろしく願いいたします。それでは本日、限られた時間ではございますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### 事務局（桜井副課長）

それでは、議題に入りたいと思います。進行を、高梨会長にお願いしたいと思います。高梨会長、よろしく願いいたします。

#### 高梨部会長

改めて皆様、おはようございます。平日の午前中、大変お忙しい時期に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから千葉県総合支援協議会及び第四次千葉県障害者計画推進作業部会の第2回本部会を開会いたします。それでは、早速議題に入ります。

まず、議題（1）「第四次千葉県障害者計画の進捗状況報告」について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（桜井副課長）

事務局の副課長の桜井と申します、よろしく願いいたします。

お手元の資料1「平成24年度第四次千葉県障害者計画進捗状況」、A3縦の資料があるかと思いますが、こちらのほうをお開きいただきたいと思います。こちら、平成24年度第四次千葉県障害者計画の進捗状況でございますが、4月に開催しました第1回の本部会におきましては、平成24年度の実績見込み——表の真ん中あたりでございますが——そちらのほうを報告させていただきました。取りまとめ時点が4月だったということもございまして、中に平成24年度の実績が、見込みでの報告となっていた項目もございました。今回改めて取りまとめさせていただきましたので、24年度の実績を報告させていただきます。修正箇所は赤字に“消し”となっております。なお、この進捗状況の項目数は全部で69項目ございますが、時間の都合もございまして、本日はこの中で重要項目ですとか、進捗状況が十分でない項目、こういったものを中心に説明をさせていただきます。

まず最初に、この表の見方なのですが、一番上のほうを見ていただきたいと思います。評価のほうは、AからEということでございます、Aは目標値100%以上の達成率、逆にEは目標値の30%未満の達成率ということになっております。このAからEのつけ方でございますが、基本的には24年度の目標に対して24年度の実績がどうだったかというのが基

準になっております。ただし、中には26年度の目標ということで、24年度に目標設定のないものもございます。そういったものに関しては、26年度目標に対しての評価——24年度であれば、これだけ進捗していなければいけないという——比例で行っていった場合に、24年度はどれだけの実績が必要かということで、それに対する実績値がどうだったかというので、AからEをつけさせていただいております。

最初に、3番の「相談支援アドバイザー派遣延人数」でございます。こちら23年度の実績が5人、24年度の目標が21人というところでございますが、24年度の実績は9人となっております。評価はDになっております。結論として、今のところは計画どおりに進捗していないという状況でございます。その主な原因としましては、市町村自立支援協議会等への周知が十分でなかったということが原因の一つかと思っております。今後の対策としてですが、アドバイザー派遣については、今後県が必要と認めた際も対象と考えていることから、増加が見込まれるものと考えております。

次に11番、「県が共催・後援する障害者施策等に係るタウンミーティング・シンポジウム等の回数」でございます。こちらは23年度の実績7回に対して途中の目標はなく、26年度50回という目標を設定しております。それに対して24年度は13回ということで、評価はDということになってございます。これに関しては第五次、次の計画策定が26年度でございます。この際にシンポジウム、タウンミーティング等を開催して、目標達成を目指してまいりたいと考えております。

次の15番、「療育支援コーディネーターの配置人数」でございます。こちらは23年度の実績が3人に対して、24年度の目標はございません。26年度、一番右のほうですが16人という目標を掲げております。それに対して24年度は6人ということで、3人の増加にとどまっております。平成26年度の目標である指標としましては、1障害福祉圏域に1療育支援コーディネーターの配置としているところでございますが、平成25年4月1日現在では圏域単位で設置されている者は3名、圏域内の一部市町村で配置されている者は3名ということで、6名という状況になってございます。今後の対策としましては、今後指標を達成させるために地域生活支援事業補助金を活用しまして、圏域内全市町村が共同でコーディネーターを配置する場合は、従来の配分方法とは別に計算して配分することで、配置数の増加を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に後ろのページ、裏面のほうを開いていただけますでしょうか。こちらの25番、「地域活動センター所在市町村数」でございます。こちらは23年度の実績が36市町村に対して、26年度の目標としては全県下すべての54市町村を目標としております。それに対して24年度の実績は35市町村ということで、1団体減少しているところでございます。この原因としましては、市町村が地域活動センターから障害福祉サービス事業への移行を促していることから、計画どおり進捗していないことが原因だと考えております。対策としましては、県単加算の活用によりまして実施市町村を拡大してまいりたいというふうに考えております。

次に30番、「発達障害に対応できる相談支援機関等数」でございます。こちらは23年度の実績が15箇所に対しまして、26年度の目標は23箇所を目標としてございます。それに

対しまして 24 年度の実績としましては 16 箇所ということで、1 箇所の増にとどまっているところがございます。原因としましては、市町村の取組が進んでいないところが原因だと考えております。対策としましては、国の補助事業を活用するなど、市町村取組が図れるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 の「雇用・就業」の 33 番、「県内の特例子会社等数」でございます。こちらは 23 年度の実績が 25 箇所に対して、26 年度の目標は 30 箇所でございます。24 年度は 23 年度と変わらず 25 箇所ということで、増加していないところがございます。こちらの現状でございますが、千葉県障害者就労支援キャリアセンターにおきまして、特例子会社設置に係る相談を受けている状況でございます。引き続きこちらに関しては、関係課と連携してまいりたいと考えております。

次に 35 番の「福祉施設からの就職者数」でございます。こちらは 23 年度の実績が 428 人ございまして、26 年度は 400 人の目標ということで、24 年度は 526 人ということで、増加が図られているところがございます。こちらは計画どおり進捗しているような状況でございます。

次に 41 番の「就労継続支援事業所および授産施設の一月当りの平均工賃」でございます。こちら 23 年度の実績が 11,996 円に対しまして、26 年度の目標は 18,000 円としているところがございます。24 年度は 23 年度と比べまして増加してございますが、12,819 円ということで、引き続き支援のほうをしまりたいというふうに考えております。今後の対策としましては、障害者優先調達推進法に基づきまして、県の調達方針を作成するとともに、障害者支援施設等が提供可能な物品等のデータベースを作成しまして、需要の促進を図ってまいりたいと考えております。

次のページ、4 の 3 というところをあけていただけますでしょうか。4 の「生活環境」、45 番の「ガイドヘルパーの養成」でございます。養成人数のほうは 23 年度実績 520 人に対しまして、26 年度の目標は 440 人になってございます。24 年度実績のほうは 328 人と、目標を下回っているところがございます。こちらにつきましては、23 年 10 月から同行援護のサービスが開始されたことによりまして、類似サービスであるガイドヘルパーの養成人数が一時的に減ったことが原因であると考えております。引き続き広報活動に努めて、増員に努めてまいりたいと考えております。

次にこの表の一番下、5 の「災害時における障害のある人への支援体制の整備について」の 56 番、「災害時の要援護者避難支援プランの個別計画策定着手市町村数」でございます。こちらの 23 年度の実績が 37 市町村に対しまして、26 年度の目標は県下すべての市町村でございます 54 市町村を目標にしてございます。24 年度は 3 市町村ふえまして、40 市町村となっているところがございます。26 年度に全市町村が着手できるように引き続き増加に努めてまいりますとともに、関係課とも協議・連携してまいりたいと考えております。

次に後ろのページ、裏面のほうをお開けいただけますでしょうか。6 の「情報コミュニケーション」の 58 番、「手話通訳者の養成」でございます。こちら 23 年度の実績が 197 人、24 年度の目標が 270 人としているところがございますが、24 年度の実績が 209 人ということで、目標を下回っているところがございます。原因としましては、手話通訳者の養成

研修を終了し、認定試験に合格した者が手話通訳者として登録されております。全国手話通訳者認定試験を受験した者は29名で、合格者が14名。さらに14名のうち県の認定試験合格者が12名となっております。登録試験に合格することが現状で大変難しい状況となっております。これが目標値の達成に至らなかった原因の一つだと考えております。今後は、専門性の高い意思疎通支援を行う者の要請が県に求められていることから、やむを得ない部分もあると思いますが、登録試験に合格する方が多くなりますように、研修内容の見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

次にその下の59番、「要約筆記奉仕員の養成」でございます。こちらは23年度の実績が106人、24年度の目標が210人に対しまして、24年度の実績は119人ということで、目標を下回っているところでございます。先ほどの手話通訳者の養成と同じような理由になってございますが、要約筆記奉仕員の養成研修を終了しまして、県の認定試験に合格した者が要約筆記奉仕員として登録されることになっております。認定試験を受けた方が67名で、合格者が13名ということで、登録試験に合格することが大変難しいような状況になっております。今後の対策としましては、登録試験に合格するよう、研修内容の見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

次に63番、「精神障害のある人の1年未満入院者の平均退院率」でございます。こちらは23年度の実績が72.1%、26年度の目標を76%に掲げているところでございまして、24年度の実績が69.4%ということで、23年度に比べると低下しているような状況でございます。こちらの評価につきましては、精神科病院等で実施している患者調査をもとにしている数値でございまして、千葉県地域移行支援事業等の単独事業での成果として数値を評価できないものかと考えております。しかしながら、非常に関連性は深いと考えておりますので、今後も千葉県地域移行支援事業を15障害保健福祉圏域で実施することで、入院している精神障害のある人の地域生活への意向の推進を図ることとしてまいりたいと考えております。

次に64番、「精神障害のある人の高齢長期入院者数」でございます。こちら23年度の実績が41人に対して、26年度の目標は49人としてございます。24年度の実績は19人ということで、23年度を下回っているような状況でございます。こちら先ほどと同じような理由でございまして、評価のほうは精神科病院等で実施している患者調査をもとに実施している数値でございまして、千葉県地域移行支援事業等の単独事業での成果としては、数値を評価できないものと考えております。しかしながら関連性は深いということで、高齢入院患者地域支援事業を25年秋から実施することで、入院している精神障害のある人への、地域生活への移行の推進を図ることとしております。

以上、24年度の第四次千葉県障害者計画の進捗状況の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

#### 高梨部会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の報告につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いたします。はい、植野委員。

## 植野委員

植野です。二つ…地域活動支援センターに関することと、手話通訳に関する二つのことになります。よろしくお願いいたします。

まず一つ目。地域活動支援センター…正式な名前はこれですね、この表記のとおりだと思いますが、前と比べて減っている。移行のためなどということだと思いますが、これは例えば、就労継続支援B型移行とすれば、200倍の補助金が出るというような、そういう施設がある中で、「皆さんが変わっている」だから「減っている」という表現についてはどうか…。適切ではないか、どうかと思います。減っているという見方ではなくて、積極的に、発展的に変化しているという意味かも知れません。制度が違うというならば、なぜ補助金を出すという行政判断になるのか、それもちよっとおかしいと思っています。行政が補助金を出しているという意味ですので、発展的な取り組みという解釈で、累積としてふえているという解釈になっているのかどうか、その辺の意見なのですが。

二つ目、手話通訳に関することです。57・58・59についての意見ですが、57につきましては計画通りに進捗しているという意味が書いてありますが、設置数というより制度そのものに課題があるためにブレーキがかかっているという状況です。コメントはまた御相談をさせていただきたいと思いますが、参考までに申し上げます。

それから二つ目。手話通訳者の養成に関してのコメントを拝見しました。ちょっと訂正をお願いしたい部分があります。手話通訳者の合格率は千葉県の場合には全国トップクラスになっておりまして、過去5年間におきましても1位・2位ぐらいでしょうか。かなり合格率がトップクラスという形で推移しております。それにもかかわらず、このような状況になっていることで、おおむね全国平均の合格率は10～20%、千葉の場合は50%という…。かなりそれをキープしているということで、5年連続実績がありますので。

それからもう一つ。「専門性の高い」という書き方がありますが、これはまず全国の統一試験という制度がございまして、その合格率が確かに千葉県は高い。合格した者が県の登録をするという形になっています。実際は、これより数が少し減ることになりますが、県に登録した者が各市に登録するわけです。ですから市に登録するのが「専門性が高い」ということとは限らない。その上のステップの話になります。それもどのような形か、組み立てて話をしなければならぬと思いますので、「統一試験合格」イコール「専門性が高い」という意味ではないということ。誤解を招くので訂正をお願いしたいと思います。

それから三つ目。最後に要約筆記奉仕員についてですが、24年度はこのままとして、制度の考え方としては、25年度以降大きく変わるということになります。目標の計算はどのようになるのか、どのように変わっていくのかという…書き方も、表記も恐らく変わると思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

## 高梨部会長

これは、どこかに報告書を出すわけではないですよ。ここでの資料？

#### 事務局（桜井副課長）

そうですね、ここでの資料になりますので。

#### 高梨部会長

今回の報告は外に公表するものではなくて、ここでの資料ということですので、今、植野委員の御意見につきましては、御意見として伺っておくということによろしいですか。

#### 植野委員

はい。これは後で協議をよろしくお願ひしたいということです。

#### 高梨部会長

それでは、ほかにございますでしょうか。はい、川上委員。

#### 川上委員

2点ございます。まず8番の「成年後見制度利用支援事業実施市町村数」が54となっていて、県内すべての市町村が実施しているとなっていますけれど。ここでいう実施というのは、「予算を獲得している、確保している」ということなのか、「利用支援事業を実際に利用している、使っている」ということなのか、教えていただきたいと思っております。

それから56番の「災害時の要援護者避難支援プランの個別計画」のところ。これについては、着手しているのは40市町村となっていますけれども、実際に策定しているところが千葉県の場合には確か10幾つで、全国でワースト6位とか7位とかそういう状況だったと認識しています。東日本大震災においても、千葉県は旭市・浦安市等が被災を受けているにもかかわらずこういう状況ですので…。着手しているところは40までできていますけれども、さらにスピードアップさせていく上で県としてどういうアプローチをしていくのか、市町村に対してどういうアプローチをしていくのか、教えていただきたいと思ひます。以上です。

#### 高梨部会長

はい。事務局、答えをお願いします。

#### 事務局（吉野地域生活支援室長）

事務局の吉野でございます。1点目の「成年後見制度利用支援事業実施市町村数」につきましてお答えいたします。54市町村とございますのは、こちら予算を確保しているということで計上しております。実際には利用支援をする申請がなかった場合もございまして、実績があったかどうかということの数字はまた別になってございます。以上です。

## 事務局（桜井副課長）

私のほうからは 56 番の「災害時の要援護者避難支援プランの個別計画策定着手市町村」の関係でございますが、こちらのほう、実際に事務を行っておりますのが防災部局のほうになっております。今、国のほうで要援護者の避難行動支援に関する取り組み指針ですとか、そういったものが今現在、作業が進められていると聞いております。防災部局のほうでもそれを受けまして、防災部門のほうでは災害時要援護者の避難支援の適宜の改定ですとか、災害時における避難所への適宜改定作業というものが、今現在も進められているというふうに聞いております。そういった中で、私ども障害部門のほうでは、同じ県庁内でございますので連携を取り合って、引き続き関係部局のほうに働きかけてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

## 高梨部会長

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の報告につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。はい、植野委員。

## 植野委員

植野です。二つ…地域活動支援センターに関することと、手話通訳に関する二つのことになります。よろしく願いいたします。

まず一つ目。地域活動支援センター…正式な名前はこれですね、この表記のとおりだと思いますが、前と比べて減っている。移行のためなどということだと思いますが、これは例えば、就労継続支援B型移行とすれば、200 倍の補助金が出るというような、そういう施設がある中で、「皆さんが変わっている」だから「減っている」という表現についてはどうか…。適切ではないか、どうかと思います。減っているという見方ではなくて、積極的に、発展的に変化しているという意味かもわかりません。制度が違うというならば、なぜ補助金を出すという行政判断になるのか、それもちょっとおかしいと思っています。行政が補助金を出しているという意味ですので、発展的な取り組みという解釈で、累積としてふえているという解釈になっているのかどうか、その辺の意見なのですが。

二つ目、手話通訳に関することです。57・58・59 についての意見ですが、57 につきましては計画通りに進捗しているという意味が書いてありますが、設置数というより制度そのものに課題があるためにブレーキがかかっているという状況です。コメントはまた御相談をさせていただきたいと思いますが、参考までに申し上げます。

それから二つ目。手話通訳者の養成に関してのコメントを拝見しました。ちょっと訂正をお願いしたい部分があります。手話通訳者の合格率は千葉県の場合には全国トップクラスになっておりまして、過去 5 年間におきましても 1 位・2 位ぐらいでしょうか。かなり合格率がトップクラスという形で推移しております。それにもかかわらず、このような状況になっていることで、おおむね全国平均の合格率は 10～20%、千葉の場合は 50% という…。かなりそれをキープしているということで、5 年連続実績がありますので。

それからもう一つ。「専門性の高い」という書き方がありますが、これはまず全国の統一

試験という制度がございまして、その合格率が確かに千葉県は高い。合格した者が県の登録をするという形になっています。実際は、これより数が少し減ることになります。県に登録した者が各市に登録するわけです。ですから市に登録するのが「専門性が高い」ということとは限らない。その上のステップの話になります。それもどのような形か、組み立てて話をしなければならぬと思いますので、「統一試験合格」イコール「専門性が高い」という意味ではないということ。誤解を招くので訂正をお願いしたいと思います。

それから三つ目。最後に要約筆記奉仕員についてですが、24年度はこのままとして、制度の考え方としては、25年度以降大きく変わることになります。目標の計算はどのようになるのか、どのように変わっていくのかという…書き方も、表記も恐らく変わると思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### 高梨部会長

これは、どこかに報告書を出すわけではないですよ。ここでの資料？

#### 事務局（桜井副課長）

そうですね、ここでの資料になりますので。

#### 高梨部会長

今回の報告は外に公表するものではなくて、ここでの資料ということですので、今、植野委員の御意見につきましては、御意見として伺っておくということによろしいですか。

#### 植野委員

はい。これは後で協議をよろしく願いしたいということです。

#### 高梨部会長

はい、よろしいでしょうか。

#### 川上委員

災害時要援護者の部分なのですが、県の場合には防災部局という形になっていて、具体的にはその指針をつくったりという形でのアプローチという形なのですが、もうちょっと積極的に市町村に働きかけていかないと、なかなか進まないと思っています。災害法が改正になりまして、要援護者の名簿の作成は市町村に義務付けられましたけれども、個別避難計画までは義務付けられていませんから、そこを着手しない市町村が出てくると思うのです。その辺を福祉部局も防災関係部局と連携していただきながら、災害時要援護者は、市町村では福祉部局の方が担当しているところが多いものですから、積極的に働きかけていっていただきたいと思っております。

ちなみに今度11月の15日、私ども県の社会福祉協議会で、市町村の担当者と市町村社協の担当者を集めて、『災害時要援護者支援セミナー』というものを開催します。この全体

というか、個別名簿の作成、個別避難計画、そういったものについて、先進自治体とのシンポジウムを通してアプローチしていきたいと、後押ししたいと考えております。以上です。

#### 高梨会長

はい、ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。

#### 刑部委員

刑部と申します。42番の「特別支援学校高等部卒業者就職率」ということで、計画通り進捗しているということで、Aの評価をいただいております。非常にこの評価をうれしく思っています。今後とも高等部は非常に厳しい条件となりますので、ご支援のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。御礼です。

#### 高梨部会長

はい、ほかにはいかがですか。はい、どうぞ。

#### 五十嵐委員

先ほどの「災害時の要援護者避難…」のところなのですが、うちは生活ホームをやっている、入居者のところに——うちは柏市なのですけれども——柏市から、その情報のことについての案内というのがあるのです。実はもう一人は柏市ではないのですね。でも住所地在り…それからグループホームの場合、支援の実施がその出身地だったりということもあつたりすると、もしかしたらグループホームに入居している人とかだと、そのグループホームのある市に住んでいる人については、そこにいる人について要援護者としてちゃんとカウントされているかもしれないけれど、他市からそこにきている人については、もしかしたらそうなっていないかたりとか…。

それから、離れた他市が要援護者として認識していても、被災するのはその人がいるグループホームで被災するわけですから、助けに来れるのかどうかという問題とか、情報が行くのかという問題がある。常識的には、災害のことを考えたら住所地在りどこであろうと、そのグループホームに住んでいる人はその市で要援護者として含めたほうがいいのではないかと思うのです。そこで絶対に落ちてしまう人がいないように、指導やその内容の検討をお願ひしたいと思ひます。

#### 高梨部会長

はい、ほかにはいかがでしょうか。

#### 宮代副会長

宮代です。1ページ目の4・5・6、要するに相談支援について。進捗状況はAということで、物理的には、数字的にはカバーしているのかもしれませんが、例えば私が仕事をし

ている船橋市を考えても…何が言いたいのかというと、箇所数が 230 箇所、計画相談支援あるいは地域相談支援で 40 箇所。ここで応ずる職員というのは、ほとんど一人とか、一点何人とかいうレベルなのですね。複数職員を配置しているところはまずなくて…。そういう中で、国が平成 26 年度中には 100%に達する計画をつくるんだとしている。船橋管内で今、受給者票を現在持っていらっしゃる成人の方だけでも 2 千数百人いらして、事業者数が 12 あって、そこにほぼ一人…一人の専門員が 200 人ぐらい受け持たなければならないという状況になってくるという。これは物理的に不可能なのですね。ですので、もちろん進捗状況がいいということは好ましいことではあるのですが、その内実ですね。本当に賄いきれるのかということは一層厳しく見ていかないと、数字だけでOKというようにはなかなかならないのではという気がしております。ということで、そういう意味を持ってこの数字を眺めたほうがいいかなと…。感想と現況を含めまして、ということで。何か追加意見がございましたら、また委員の方、よろしくお願いたします。

#### 高梨部会長

これは相談支援専門部会でも、いろいろ議論になっているところだと思います。県のほうから何か、コメントはございますか…。では、寺田委員。

#### 寺田委員

今、宮代副会長が指摘されたとおり、現実の相談支援事業所が、多分ことしの 3 月末あたりで県内 180 箇所くらいだと思います。24 年度実績でいいまして、県のデータで 3,000 件ちょっと。このくらいの実績をあげています。ただ、26 年度末までにサービス等利用計画を作成する対象者の見込みが、県内で 3 万人強ということで、3 ヶ年計画の初年度で約 1 割のサービス等利用計画の作成が完了したと。こんなような状況なのですね。

そして実態で見ますと、それぞれの事業所での格差がものすごく大きくなっているという実態がございます。というのは、一つの事業所で、昨年 1 年間でいいまして 100 ケース程度こなしているところもあれば、実はほとんど実績がないというようなこともあって、事業所間での事業所の資質といいますか、その格差が非常に大きいというのが、実は私は問題が大きいというふうに思っています。まんべんなく様々な事業所が一定の件数をあげてもらえるのであれば、その 30,000 人を目標ということもかなり現実的な目標値になっているのですが、非常に忙しい事業所と、それから開店休業みたいな事業所…この格差が非常に大きい状況が出ていると思います。それは単に実績ということだけではなくて、相談の質といいますか、そこのあたりが非常に大きいだろうというふうに思います。

そのような実績のあがっているところは、実はなぜそういうことになっているかというと、市町村や関係機関の信頼が厚いのですね。従いまして、もう一方の問題として、そういう信頼の厚い事業所には、大変困難なケースや難しいケースが集中するという傾向がございます。信頼のある、実績のあがっている事業所に計画作成件数、そしてそれぞれの困難事例、こういうものが集中する傾向にあるのですね。そういうことで、信頼を得れば得るほど、そこで働いている相談支援専門委員は、きわめて多忙で疲労困憊の状況にあると。

こういう問題があろうかと思えます。従いまして今後、単に事業所数をふやせばいいという問題ではないということも付け加えておきたいと思えます。以上です。

#### 高梨部会長

はい、ありがとうございます。まだいろいろご意見が…では酒井委員、恐れ入ります、最後にしていただいて…。

#### ○酒井委員

すいません、お時間のないところ。酒井です。今、宮代委員や寺田委員の話を聞いて…。私は市川で相談事業をしております。まさにこのように、Aをもらっていても、そのようにはなっていないというのは身にしみて分かっている、市川では相談の件数が多いでしょうとよく言われるのですが、それでも市川市から示された平成25年に1,232人という件数は、まだ充たしてないと感じています。今、信頼の多いところに集まるとか、難しいケースが集まるというのはまさにそのとおりで、頑張っても頑張っても大変なケース…でも大変なケースほど計画相談をやっていかないといけないという現状があります。

それと、相談事業に関連することで、やはり4/4ページのところの62、63、64の「精神障害者の地域移行の実施」にも大きく関連します。相談事業所で一般相談として精神障害者の地域移行をやっておりますので、やはり手一杯な状況です。今、62番の地域移行の実施圏域ですが、皆さんも御存じのように、コーディネーターというものは必要ないという話になりまして、事業所をある程度活性化するようなこととか、そちらのほうの連絡協議会のほうで働いているということが多くて、ほとんどが地域の相談支援事業者で地域移行をしていくという形になっております。例えば病院や市役所から「こういう人がいて、地域移行したいから、ぜひ」というものがきても、協議会で出しても、みなさん手一杯で、「うちはダメです」というところが多くて…。せっかくいい制度ができて——長い人で20年～30年の人、まあ10年の人もおりますが——お手伝いくださいという人に応えられないという辛さがあります。またそうやって病院や市役所の方や——御本人が言うてくることというのは、ほとんどないのですが——あとは生活保護のケースワーカーの人ですけど、そういう方に発見される方はいいほうで、何も声を上げずにいる方がまだまだいっぱいいるという中で、本当に今の相談事業のほうとこの4ページ目のほうですね。精神障害者の地域移行も大きく関わっておりますので、みなさんもそういうようなことを考えながら、この表を御覧になっていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

#### 高梨部会長

はい、ありがとうございます。まだまだ、いろいろご意見があろうかと思えます。今に御意見は、計画と実態の乖離があるということだと思えますが、これらの点については次の議題になります来年度の重点事業にも関わってきますので、もしよろしければ、次の議題に移りたいと思えますが、よろしいでしょうか。はい、それでは、ただ今いただいた御意見をもとに、事務局にて整理のうえ、今後の参考にしていただきたいと思えます。

続きまして、議題2『平成26年度の重点事業（案）について』、事務局より説明をお願いします。

事務局（桜井副課長）

それでは議題2の『平成26年度の重点事業（案）について』ですが、その説明に入ります前に、お手元の資料のほうで参考4-1ということで、A4横の「千葉県総合計画案」という資料があると思いますが、こちらのほうをお開きいただきたいと思います。千葉県のほうでは、こちらにございますように、「千葉県総合計画案“新 輝け！ちば元気プラン”」ということで、こちらのほうを9月定例県議会に議案として提出を予定しております。まだ、議会のほうの承認をいただいた後に正式な総合計画ということになりますので、今の段階では案ということで、皆様のほうのお手元にお示しさせていただいております。若干、こちらのほうの説明をさせていただければと思います。

まず最初に、「計画策定の趣旨」ということで、こちらの一番の基本理念ということで、“暮らし満足度日本一”ということを目指しております。次にこの少し下の、3の「計画の構成と期間」ということで、期間に関しましては平成25年度から平成28年度までの4年間となっております。

それと、これから御説明させていただきます障害施策に関してなのですが、右のほうに第3章「重点的な施策・取組」というのがございますが、この中の丸で囲んである上のほうなのですが、1番の「安全で豊かな暮らしの実現」という中の3番——下線が引いてあるのですが——「健康で長生きできる社会づくり」、こちらのほうに障害施策に関しての様々な取組に関して記載をさせていただいております。

具体的にどういったものかというものが、参考4-2ということで、今度はA4縦の資料となっております。こちらの中で、④「障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築」ということで、この中に様々な施策ということで記載をさせていただいております。目標としましては、「障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスが提供され、障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備します」という目標となっております。こういった目標を達成するために主な取組ということで、こちら82ページと書いてあるところの1番「入所施設から地域生活への移行の推進」から——今回、説明の方はちょっと割愛させていただきますが——最後の85ページ7番の「障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実」ということで、こちら以上“7本柱”を総合計画の中で柱として構成しております。この7本柱に沿いまして、今回平成26年度の重点事業案ということで、それぞれの柱ごとに重点事業のほうを掲載させていただいております。

それでは資料2のほうに戻っていただいて、こちらのほうに沿って説明をさせていただきたいと思います。ちょっとお断りですが、上の方の※で一部専門部会了承前というふうに記載させていただいておりますが、今現在では全部会了承済みでございますので、こちらのほうはちょっと訂正ということをお願いしたいと思います。

こちらのほうで、1番の「入所施設から地域生活への移行の推進」から、下の7番「障

害のある人一人ひとりに着目した支援の充実」というふうに区分してございます。この内、2番から6番に関しましては、各専門部会でご議論いただいた内容を、来年度に向けた重点事業として掲げさせていただいております。

まず最初に、1の「入所施設から地域生活への移行の推進」でございます。こちらは1枚めくっていただいて、2ページをお開きいただけますでしょうか？ こちらは「入所施設から地域生活への移行の推進」でございますが、メインの施策としましてはグループホーム・ケアホーム・生活ホーム等の定員を——こちらのほうの定員の実績でございますが、23年度末2,680人（目標は3,350人でございますが）。それに対して24年度末では3,066人ということで、23年度末と比較しまして400人近く増加をしているところでございまして——目標の3,350人に向けて、順調に数を増やしているところでございます。こういった目標に向けまして、来年度も引き続きグループホーム等に対しての施設整備等の補助ということで、一番上にございます「社会福祉施設等施設整備費補助金」、または「県単補助」。こういったものを引き続き整備する他、「県単補助」のほうでは、スプリンクラー設置加算についても検討してまいりたいと考えております。また、○の三つ目から五つ目までに関しては、グループホーム等に対する運営費の補助金等でございますが、こちらに関しては今年度と同様に支援してまいりたいと考えております。

それと、下から二つ目の○の「グループホーム等の建築基準法上の取り扱いに係る検討」でございますが、こちらにつきましては、お手元の資料の参考3…こちらを最初に見ていただけますでしょうか？ こちらの参考3に関してですが、銚子市・旭市・匝瑳市の障害者自立支援協議会のほうから、千葉県総合支援協議会会長宛ということで要望書の提出がなされております。内容につきましては、この記書きの1のところでございますが、「民家を転用し障害者のグループホーム・ケアホームとして活用する建物につきまして、安全上の要件を満たした場合に建築基準法上“住宅”として取り扱うことができるよう千葉県独自基準の設定、もしくは改修等の整備費の助成制度作成について要望致します」という内容でございます。この件につきましては、また先ほどの資料2ページのほうに戻っていただきますが、平成26年4月に実施予定のケアホームのグループホームへの一元化の動きを踏まえまして、こちらの建築基準法上の取り扱い等について検討してまいりたいと考えております。

最後の○のところの「強度行動障害のある方への支援体制の構築事業」でございます。今年度モデル事業ということで、創設する強度行動障害者を受け入れるケアホームのほうに、来年度は生活支援を配するための費用を助成しまして、強度行動障害の支援方法を検証してまいりたいと考えております。

以上、1番の「入所施設から地域生活への移行の推進」についての説明でございます。続きまして2番から6番につきましては、順番に担当室長及び副課長のほうからご説明をさせていただきます。最初に、精神地域移行関係についてご説明をさせていただきます。

事務局（蘆谷精神保健福祉推進室長）

はい、精神保健福祉推進室・蘆谷でございます。それでは資料の3ページをご覧ください

きたいと思います。こちらのほうで、「精神障害のある人の地域への移行の推進」と…。今回、ポイントといたしましては、「精神障害のある人の地域移行・地域定着の着実な推進」ということで掲げてございます。

上のほうにあります「拡充」の事業でございますけれども。これは昨年も、25年度の重点とも同じなのですが…。一つ目の○の、「地域移行・地域定着事業の確実な実施」ということで、中で三つあげさせていただきました。①といたしまして「各圏域に配置しました“圏域連携コーディネーター”という方を通じまして、協議会の運営をしていただきまして関係機関の連携体制を強化する」と…。この“圏域連携コーディネーター”は、前に国庫補助のほうで“地域体制整備コーディネーター”というものが補助事業であったのですが、それが廃止されたということで、これは千葉県独自でこういう名称を使ってコーディネーターの方、“地域体制コーディネーター”をやられた方と引き続き協議会の運営をしていただきたいということを考えております。

②といたしまして、遠隔地関係の希望された人の退院の促進を図る…。こちらにつきましては、今年度の部会等で方法論等をご検討いただいでいて、来年実施したいというふうに考えております。

③といたしまして、こちらのほうは概ね60歳以上の高齢の統合失調症の方ということで、その退院に向けた支援をする。これにつきましては、国庫事業で“高齢入院患者地域支援事業”というものがございまして…。こちらで病院のほうに退院支援専門部署等の設置をして、退院の促進をするということです。こちらにつきましては、先ほどの表にありましたけれども、秋に実施するというようにしてまいりました。今現在、公募を締め切りまして、10月1日に適当な…該当する病院と契約をしていきたいと考えております。

2番目の○といたしましては、「地域移行の取組へのインセンティブとしての“地域移行・定着協力病院”の指定・周知」と。これは今年度ご議論いただいでまいりまして、調査方法と交流のほうとをご検討いただいで、それを来年実施するというように考えております。

2番目の「継続事業」といたしまして、一つ目、「地域生活支援の推進」。「精神障害のある人の地域移行において生活拠点の確保のため、グループホーム等の質・量的な充実を継続的に進める」。これは今年度の目標と同じなのですが、それ以降も「また、公営住宅の優先入居及び賃貸住宅への入居支援制度について引き続き実施していく」と…。昨年は、こちらのほうを「今年度の分は検討する」という表現をしているのに、また引き継ぎというのはおかしいのではないかとご指摘もいただいでいるのですが、こちらにつきましては「公営住宅の優先入居」というのは、こちら県土整備部の住宅課のほうにあって、障害者の優先的な抽選をやっているということ。「賃貸住宅への入居支援制度」こちらにつきましては、24年の3月26日に“千葉県あんしん賃貸支援事業”というものを実施しているということです。これをすでに今現在実施しているということで、この「引き続き実施していく」という表現にさせていただいております。

2番目の「精神科救急医療の充実強化」。こちらのほうなのですが、これは下のほうに新たに加えたのが「さらに、」というところなのですが、下から4行からです。こちら

につきましては、「さらに、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく警察官通報による緊急性の高い精神疾患患者の受療を円滑に行うため、県の通報処理体制について、24時間365日機能する精神科救急医療システムの関係機関等との連携を含めた夜間休日の体制整備を図る」と。こちらにつきましては、県の体制…今現在、夜間休日に保健所は電話だけの対応なのですが。来年度に向けての体制、夜間休日も臨時用とかそういうものができるという体制を今検討しています。来年はこれをぜひ実現したいということで、ここに表記をしてございます。以上でございます。

#### 事務局（山之内障害者権利擁護推進室長）

はい、障害者権利擁護推進室の山之内と申します。4ページをお開き下さい。3の「障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進」についてのご説明をさせていただきます。ポイントといたしましては、「障害者虐待防止法の円滑な施行と、障害のある人への差別をなくすための説明を推進」とさせていただきます。

まず新規事業といたしまして、「障害者差別解消推進法モデル事業」への取組をあげさせていただきます。ご承知の通り、今年6月に“障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律”が成立いたしました。平成28年4月に施行されることになりました。法施行に向けまして国としては、法により新たに規定されました“障害者差別解消支援の地域協議会の設置”ですとか、“関係機関のネットワークを活用した地域での問題解決のあり方”などにつきまして、特定の地域で、法施行前の平成26年度から27年度においてモデル事業を先行実施することを検討すると聞いております。現時点で、26年度にモデル事業が実施されるのかどうかという点については未確定な部分もございますが、全国に先駆けて差別禁止条例を制定いたしました本県といたしまして、国がモデル事業を実施するという場合には、積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、「継続事業」でございます。まず、「障害のある人に対する理解を広げ差別をなくすための事業」といたしまして、条例に基づく個別の差別事案の解決のほか、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組を引き続き推進してまいりたいと考えております。

なお、先ほど申し上げました平成28年4月に“差別解消法”が施行されますが、差別解消法の中では、新たな相談・紛争解決機関の設置は規定されておられません。また、国会審議の中でも、「この法律は条令を拘束するものではない」ということが確認されているところでございます。従いまして、法施行後におきましても、本県の障害者条例は引き続き重要な役割を果たしていくべきものと考えております。

次に、「障害者虐待防止対策の推進」でございます。“障害者虐待防止法”は、昨年10月施行されてから、ようやく1年を経過しようとしているところでございます。引き続き、法の主旨の徹底であるとか、広報啓発等を進めまして、虐待の防止、さらには虐待事案への適切な対応を図っていくことが重要と考えております。そのための施策といたしまして、まず一つ目といたしましては、市町村の職員や施設従事者等に対する研修を、平成26年度におきましても実施してまいります。二つ目として、広く一般県民向けの広報啓発はもち

ろんでございますが、擁護者あるいは被擁護者に対する啓発を進めてまいります。それに合わせて、“障害者差別解消法”の周知についても合わせて図ってまいりたいと考えております。三つ目といたしまして、虐待防止アドバイザーの派遣の推進、個別の虐待事例の検証でございます。市町村や施設事業所などに専門知識を持ったアドバイザーを派遣することによりまして、対応力の向上を図っていただくと共に、個別の事例への対応の検証を通じまして、ノウハウの蓄積や市町村への情報提供を行ってまいります。また、市町村の体制整備を一層進めていただくために、国の補助事業でございます“障害者虐待防止対策支援事業”の積極的な活用を市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

なお、この資料にはございませんが、権利擁護部会のほうではご報告いたしました、平成24年10月から平成25年3月までの半年間、市町村あるいは県のほうに、虐待防止法に基づきまして虐待として通報届出のあった件数は、半年間で195件ございました。それらの内、事実確認の結果、虐待があると疑われた件数は69件となつてございました。資料にはございませんが、ご報告をさせていただきました。以上でございます。

#### 事務局（吉野地域生活支援室長）

地域生活支援室の吉野でございます。私からは、5ページ4番目の「障害のある子供の療育支援体制の充実」と、その次6ページの「障害のある人の相談支援体制の充実」につきましてご説明をさせていただきます。

まず、5ページの「障害のある子供の療育支援体制の充実」でございます。ポイントは、「障害のある子供の在宅支援の推進」ということでございます。来年度の新規事業といたしまして、一つとして“小児等在宅医療連携拠点事業”を行いたいというように考えております。こちらは、今年度から国がモデル事業として全国8箇所を選びまして、実施を予定しているものでございます。千葉県でも応募いたしまして、その8箇所の中に選ばれまして、この9月議会で補正予算を計上させていただいております。内容としましては、「在宅医療を必要とする医療依存度の高いお子さんが地域で安心して療養できるように、医療・福祉・教育などが連携して支援体制を構築し拡充をしていく」というものでございます。来年度につきましても、厚労省のほうでは——概算要求段階ではございますが——同じ事業を措置するという方針を出しておりますので、引き続き千葉県としても手を挙げて実施していきたいというふうに考えております。

続いて、「児童発達支援センター機能強化事業」でございます。こちらにつきましては、国が新たに今年度から、児童発達支援センター等の機能強化を図るための事業を、各都道府県の裁量で実施できるように措置をしております。私どもの千葉県としましては、児童発達支援センターを、地域における障害自立支援の拠点と位置付け、機能強化を図る必要があるだろうというふうに考えております。児童発達支援センターを中心にした関係機関とのネットワークの構築や、多障害や、支援困難事例の早期・専門的な対応を図るための研修などを実施する際に、支援をしたいというふうに考えております。

以上二つの事例につきましては、今後予算要望を行なって、措置されるということがまずは前提というふうになっております。

続いて「継続事業」でございますが、「障害児施設・事業制度検証事業」ということで、こちらは毎年度、障害児の通所制度あるいは入所制度の課題や問題点、また解決方策等につきまして、療育支援専門部会を中心に検討を行なっておりますので、来年度も同様に行なっていきたいというふうに思っております。

次の「障害児等療育支援事業」でございます。こちらは県単独の補助事業として実施しているものでございまして、在宅の障害児の方に早期診断、あるいは適切な治療や訓練などを実施するとか、その御家族に対して適切な相談支援を実施するための事業でございます。

続きまして「療育支援コーディネーター配置事業」でございます。こちらにつきまして、先ほどの計画の進捗状況でも御説明したところでございますが、圏域単位での配置を促進するという目標を掲げております。残念ながら、まだすべての圏域での配置が行なわれているわけではございませんけれども、引き続き県の補助事業を通じまして、圏域一帯での配置を進めていきたいというふうに思っております。また、今年度から療育支援コーディネーターの連絡協議会を開催する予定でございまして、そこに各市町村のほうにもお声がけし、自立支援協議会の方にもお声がけをして、療育支援コーディネーターの培ったノウハウの集積、あるいは課題の共有などを行ないながら、市町村における配置を促してまいりたいというふうに思います。

最後でございますが、「発達障害児（者）支援体制整備事業」、そして「千葉県発達障害者支援センター運営事業」でございます。発達障害をお持ちのお子さんにつきましては、早期発見・早期支援から大変重要ということで、現在も保育士・幼稚園教諭などを対象にした研修を行なっております。また、発達障害の子育て経験のある方が、そのノウハウを生かして相談や助言を行なっていけるように、“ペアレントメンター”というものを養成しております。今後引き続き、そういった研修を行なうと共に、『千葉県発達障害支援センター（CAS）』の運営事業と、そちらの充実を図りながら、地域の実情に応じた総合的な支援体制を構築していきたいと考えております。

続きまして、6ページのほうを御覧いただきたいと思っております。障害のある人の相談支援体制の充実ということでございます。先ほど来、さまざまな御意見いただいておりますけれども、“改正障害者自立支援法”…現在では“障害者総合支援法”でございますが、その施行に伴う相談支援体制の充実というのが大変重要、かつ急務の課題となっております。来年度に拡充ということで掲げさせていただいておりますのが、「相談支援制度等検証強化」ということでございます。御承知のとおり、サービス等利用計画につきまして、来年度がすべてのサービスの…障害福祉サービスの支給決定対象者の作成の最終年度ということになるわけでございます。計画相談支援の進捗管理を、相談支援専門部会を中心に行ないつつ、課題や問題点の抽出と解決方策等を検討していきたいというふうに考えております。

また、市町村や事業所さんを対象にしまして実際調査を計画して行ない、さまざまな問題点や解決策に向けての検討を実施いたします。先般、国から概算要求ベースではございますが、「社会参加推進のための相談事業」というものを来年度に予算要求しているという情報が提供されました。こちらについては、今回資料は用意してございませんけれども、

市町村の地域生活支援事業の一つとして、基幹相談支援センター等に総合支援コーディネーターを配置する。それから、相談支援事業所に計画を作成するための臨時職員・補助職員の配置を行なう。そういったことについて市町村が補助する場合に、国や県も応分の負担をすると、そういったものでございます。市町村といたしましては、既に情報提供を行なうと共に、積極的活用をお願いしているところではございますが、今後、国の動向も見ながら、そちらについての活用をお願いしていきたいというふうに考えております。

続いて「継続事業」でございますが、「相談支援体制整備事業（アドバイザー派遣事業）」ということでございます。これも以前から市町村の要請に応じまして、県で登録していただいた30名以上の方から適任の方をアドバイザーとして派遣しているものではございますが、今年度から新たに——今までは要請があった場合に派遣しているということではございましたが——県のほうで必要があると。やはり地域によって、自立支援協議会の活動状況あるいは計画の策定状況などに、ばらつきがございます。そういった実情を鑑みまして、県のほうで、「もう少し活性化に力を入れていただいたほうがいいのかな」と思う地域を選定して、これから後半に向けて相談支援アドバイザーに——特に相談支援専門部会の委員さんを中心としたアドバイザーの方々に——地域に実際に赴いて行って、自立支援協議会の委員さんとの意見交換などを通じて、それぞれの地域のモチベーションアップにつながるような活動を行なっていきたいと思っております。来年度も継続して実施する予定でございます。

最後でございますが、「相談支援従事者等の研修事業」です。こちらについては相談支援専門員・サービス管理責任者などの養成を行なっております。千葉県につきましても、全国でも養成数だけに関しましては最大規模…1、2位を誇るような状況で実施をしております。もちろん質の確保という問題も当然でございます。相談支援専門部会の下部組織に、研修のワーキングチームというのを今年度から新たに設置をいたしまして、高い質の研修が行なえるように、委員の皆さんの御協力をいただいて実施しているところです。

さらに、そういった専門員を養成だけでなく、実際に現場で働いておられるさまざまな従事者の方のニーズに応じたスキルアップを図れるように、専門研修なども実施しておりますので、今後も引き続き、そういったものに力を入れていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### 事務局（美細津施設整備・指導担当副課長）

続きまして事務局の美細津から、6番「障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実」について御説明をさせていただきます。まず「新規・拡充事業」でございますけれども、「一般就労支援と定着支援の促進」ということでございまして、26年度におきましては、特別支援学校在校生・卒業生に対する就労定着支援事業に取り組んでいきたいと考えております。特別支援学校については、卒業するに際しまして一般就労する者は年々増加しております。今後この傾向は続くと思っております。現在のところ、学校の先生により就労先等は確保されていると思っておりますけれども、現実は今申し上げた傾向から、今後は就労先の確保と定着の支援が必要であると考えています。そのために、今後はナカポツセンタ

一事業等を通じまして、特別支援学校の生徒の皆様への就労支援におきましては、就職を希望する生徒に対するアセスメントの実施、就労系サービスの利用を希望する生徒に対するアセスメントの実施する就労移行支援事業所に対する助言・調整等や、学校の先生の進路指導に対しての助言・提言。また定着支援につきましては、卒業生の生徒さんへの職場定着にかかる訪問・相談と、権利擁護に対する支援。そのほか、学校の先生に対して卒業生へのアフターフォローにかかる助言・提言を行う体制を整備したいと考えております。今後につきましても、関連予算等の要求をしていきたいと考えております。

続きまして、「就労支援ネットワーク強化・充実事業」ですけれども、従来どおり行なうと共に、今後は企業等に対しまして、就労や実習の受け入れの推進に向けて、各圏域における支援体制の周知を図りたいと考えております。

次に「継続事業」でございますけれども、引き続きまして「障害者就業・生活支援センター事業」を行ないたいと思っております。この事業につきましては、今年度から国の補助制度が入りまして、今まで一つの…一本だけの補助制度だったのですが、この「障害者就業・生活支援センター強化事業」ということで、地域生活支援事業に追加がありました。補助金も平屋建ての制度から 2 階建てというような制度になったわけですが、県としましては従来と同じ形で、引き続き事業を実施していきたいと考えております。

次の「障害者の工賃アップのための事業」でございますけれども、工賃アップを活動目的としています。千葉県障害者就労事業振興センターの運営支援を行なうと共に、特に今年度は、予定していますデータベース、就労系事業所の持参品のデータベースの普及・定着を進めると共に「障害者優先調達推進法」の施行を踏まえました調達方針に基づきまして、官公需の一層の促進に取り組めます。

最後ですけれども、「就労継続支援事業（A 型）への対応」ということでございます。主に部会の意見としては——平成 24 年度に議論されたものでございますけれども——25 年度と同様に、引き続き 26 年度も事業所間の交流・情報共有の促進につきまして、事務所の実態に即した支援を行なっていきたいと思っているわけでありまして、以上でございます。

事務局（桜井副課長）

それでは 7 番の「障害のある人一人ひとりに着目した支援体制の充実」でございます。こちらは、それぞれの障害特性に配慮した支援を行なっていくものでございまして、いずれも「継続事業」となっております。まず一番上の○の「発達障害者支援センター運営事業」でございますが、こちらは発達障害者への支援の中心となっている、いわゆる「CAS」への運営事業でございます。

次の「高次脳機能障害の支援」ということで、こちらは千葉リハビリテーションセンターに委託しております、高次脳機能障害支援センターにつきまして、引き続き継続し、個別の支援体制の強化を行なってまいります。

次に「強度行動障害者等県単加算事業」でございますが、こちらは、受け入れ支援する民間の入所施設に対しまして、県単で加算を実施することで、支援の向上ですとか、受け皿の拡充を図ることとしております。

一つ飛ばしまして、「重症心身障害児（者）等短期入所・通所支援事業」でございますが、こちらは在宅の重症心身障害児（者）の処遇を図り、家族等の負担・介護負担の軽減を図るため、民間の短期入所施設に対しまして、引き続き県単で加算を行うことで支援の向上・受け皿の拡充を図ってまいります。

次の○ですが、「重度心身障害者（児）医療給付改善事業」でございます。こちらも引き続き継続いたしますが、利用者の負担の軽減ですとか、利便性の向上をはかるため、現物給付化の実現に向けまして、具体的な内容の検討を進めまして、早期の実現を目指してまいります。

最後に「ひきこもり地域支援センター事業」でございます。今年度と同様に、ひきこもり支援コーディネーターを配置しまして相談に応じますと共に、アウトリーチに引き続き力を入れてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、「平成 26 年度の重点事業」のほうを説明させていただきました。よろしく願いいたします。

#### 高梨部会長

はい、ありがとうございます。ポイントを中心に御説明いただきました。これから皆さんの御意見・御質問をいただきたいと思いますが、時間が押しておりますので…。専門部会で検討されたことについては、当該専門部会の委員の方につきましては、所属部会の御意見・御質問はできるだけ省略いただいて、他の部会についての御質問を中心に受けたいというふうに思いますので、よろしく御協力お願いしたいと思います。それではいかがでしょうか。はい、宮代委員。

#### 宮代副会長

宮代です。2ページの「入所施設から地域生活への移行」ということで、下から2番目の「グループホーム等の建築基準法上の取り扱いにかかる検討」ということで、重点項目に入れていただいたことは大変喜ばしく、うれしく思っております。御存じのとおり、高齢者のグループホームでの火災等の悲惨な事故を受けまして、さまざま建築基準法上、あるいは消防法上の規制と申しますか、縛りが厳しくなってくる結果において、障害がある人が普通のお家には住めなくなっているという、非常に厳しい現状がございます。そういう中で、もちろん人命尊重、障害特性に応じたきちんとした防災対策は取らなければならないことは事実でございますが、「一定要件を満たしたものについては、基本的には一般専用住宅をグループホームに転用してもいいんじゃないか」という…。これは先例といたしまして、福島県あるいは鳥取県では、そういうことが条例化されて実現しております。

実は、この件に関しましての情報でございます。すいません、私のちょっと希望的観測も入りますので、その辺は差し引いてお考えいただきたいと思うのですが…。先週、船橋市の市議会において、ある議員さんがこの件について、建築規則等について質問されたわけですね。その方の趣旨は、先ほど言いましたように、いわゆる厳しい条件が課せられた状況で、「船橋市内には、障害がある人が普通のお家に住めないのか」と。「片方では空き

家がたくさんあるのに、その活用は全然成り立たないということになるのか」というような御趣旨の御質問でありました。その方は非常に熱心な方で、御自身で鳥取・島根・福島に行かれて、建築部局、障害部局と意見交換をされたということで、ぜひ船橋市内でも一定要件の中で、基本的には一般住宅でやれるような、そういうことで実現させていただきたいという…。それを副市長さんがお預かりになって、関係部局と検討をすぐ始めますということで、少し動いておるようでございます。障害におきましては独自のいわゆる条例に向けた基準案をですね、“船橋案”をつくらうという動きが出てきております。

非常に私ども期待しております、もし中核市である船橋が一定基準の中で、福島あるいは鳥取のように一般住宅でグループホーム化ということになりますと、県下に先駆けてということで、これを突破口に一つの流れが…。要するに千葉県においては一定の条件はあるけれども、それを満たせば一般住宅を障害のグループホームに転用することもできるということで、その辺に結びついていければ、非常にありがたいと思っております。現況のいわゆる進捗状況、あるいは重点項目の中でも、グループホームの拡充ということは随所にうたわれているわけです。現在、確か8万3,000人ぐらいでしょうか、全国ではグループホームに暮らしていらっしゃるし、道府県においては入所支援よりもグループホームの入居者の数が上回るという状況も出てきております。そういうことを踏まえて、ぜひ、このことに関しては県のほうでも強力で推進していただくよう期待しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

#### 高梨部会長

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

#### 田中（鈴）委員

はい、田中です。相談支援に関してのお願いなんですけれども、今、エヌ・アイ・シーで長期入院している人が地域に出されるということがよくあります。その際の相談支援なんです、ここで今、お金が出る相談支援というのは、地域に戻った人の相談支援に対してお金が出るということで、病院から戻ろうというときには病院にいる間に地域の相談に関わってくれる方と頻繁な接触が必要になります。それがないと地域に出てこれません。全部が全部うまく行って出てこられるというわけではなくて、そういう人がやっぱり地域に出てこれなかったとかいう場合に、今の制度では病院に入っていくということは費用が全く出ないということのようで、そういうことをやっていただける事業所は本当に限られているようです。そういうところも——それがないと地域移行も、エヌ・アイ・シーから出てくる人の地域移行もできないことですので——相談というところで考えていただければと思います。

#### 高梨部会長

御意見ということで伺っておいてよろしいですか。ほかにいかがでしょうか、

## 吉野委員

はい、吉野です。かいつまんで、精神障害者の地域移行のところでちょっと御意見を申し上げます。進捗状況のところと 62 番で、「精神障害者地域移行支援事業」については政令指定都市・中核市も含めた 16 圏域中 15 圏域が、千葉市以外だということだと思います。達成値は A 判定ということなのですが、御存じのとおり国の事業が 24 年度から廃止になって、24 年度・25 年度は県単事業でやっていただいているわけです。補助金額としては 500 万が 149 万ぐらいになり、それがさらに今年度は減っている状況にきて、今後の県としての地域移行支援事業の展望というか、方向性について確認したいのが一つございます。

今の重点事項で、3 ページの「精神の地域移行」のところなのですが、「精神障害者地域移行支援事業」という表記が全くないところを見ると、だんだんしぼんでいくのかなという、なにかちょっと懸念もあるわけですが、要するに個別給付化されたことに伴っての措置だとは思いますが、精神障害者の地域移行に係る地域体制整備というところを、現在の地域移行支援事業に「県は機能としては期待しているのではないか」という解釈をしています。個別支援の部分については、地域相談・広域給付のところで対応しているというイメージで私は認識しているわけです。

“精神保健福祉法”が来年度改正なりまして、原則で医療保護入院が 1 年未満で退院という、ますます精神障害者の方の地域移行を進めていく体制整備をつくっていかないとはいけないところです。先ほども話がありましたけれども、個別給付だけでそういった体制整備が図られていくのかどうかという懸念も含めて、これは県として、精神障害者に特化した体制整備という事業を、これからも推進していくことをされるのか？ それとも相談支援——今、田中委員の御意見もありましたけれども——相談支援体制として、本格的に体制整備を進めていこうとされているのか？ もしそうであるのであれば、今の田中委員の御意見とも多少かぶってくると思うのですが、機関相談支援センターという機能をぜひ強化していかないとはいけません。いずれかの方策を、県としては推進していこうとされているのか…ちょっと、精神障害者の地域移行に絡めて確認したいので、よろしく願いいたします。

## 高梨部会長

事務局、お願いします。

## 事務局（蘆谷精神保健福祉推進室長）

事務局、蘆谷です。今の御質問の中で「地域移行推進事業」ですけれど、これは表記がないだけです。今年度ですけれども、地域体制整備コーディネーターが廃止されたことで、国の予算が 3 億から 1 億に減ったと。大幅に減ったのですね。今年度につきまして、千葉県は 2,100 万。これは事業費で要求しまして、国の補助は 1,000 万と。約十分の一を占める予算なのですが、これまでの千葉県の実績を見ていただきまして、満額を国では認めていただいたということがございます。それに伴いまして、来年の移行につきましても、今回、地域体制整備コーディネーターに代わる、県独自の圏域連携コーディネーターという

名称を皆さんから名前をいただきまして、これに基づいての協議会、今やっている地域移行の協議会を十分運営していただきまして、その機能をもって地域移行を推進していきたいという考えでおります。今後もこの体制を維持していきたいと思っております。

先ほどの、その後の機関のほうは、ちょっと私どもなかなかお答えにくいところです。

#### 高梨部会長

吉野委員、よろしいですか。ほかにございますでしょうか。はい、寺田委員。

#### 寺田委員

2点ございます。一つは今の田中委員からのエヌ・アイ・シー・ユーからの地域移行に関しましては、ぜひ相談支援専門部会でも課題として取り組んでいきたいというふうに考えます。

もう一点、先ほど宮代副会長からお話がありました、グループホームに関する建築基準法上の取り扱いについて、長生、旭、匝瑳…海匝地区の自立支援協議会長から県総合支援協議会会長宛に要望書が提出されております。先ほど、報告で一部ふれられましたけれども、3ということでも要望書が提出されております。これについて、当部会でぜひ課題として取り組むことを提案いたします。

この部会は2枚看板ですね。作業部会と自立支援協議会の2枚看板ですが、何回か申し上げたのですが、障害者計画の策定のための協議が中心になって進められていて、本来の自立支援協議会、総合支援協議会としての機能をほとんど果たしてこなかったという部分がございます。まさに海匝地区から提案された要望等の課題について検討することが、まさに本来の機能を取り戻すものだと、非常に大事なものだというふうに考えております。

#### 高梨部会長

はい。ただいまの御意見ですが、基本的には総合支援協議会の場合には専門部会で詳細を検討していただいて、それについての検証を今回やるという形になっております。ただ、専門部会の機能に触れられない部分については、今回で検討されざるを得ないというふうに思いますが、この処理については、事務局のほうではどのようにお考えでしょうか。

#### 事務局（山田課長）

山田です。この問題に関しましては、要望書も地域の協議会から上がってきておまして、この論点は、県からも他県とも連携しながら、国の方にも要望しております。国の方でも、ちょうどグループホームへの一元化に向けて、論点の一つとして検討会上がっているようなところもあります。国の情報も得ながら、論点がさらに明確になってきた段階で、今後どういう形でこれを検討していくか、検討の体制を含めて改めて協議させていただければと思っております。

## 高梨部会長

多くの方々の関心事でもありますので、ぜひ前向きに進むようにみんなで努力していきたいと思います。ほかにございますでしょうか。はい、五十嵐委員。

## 五十嵐委員

一つ、ちょっと話したいことがあります。その前に、今の寺田さんの意見で見ているところは、“専門部会と分科会とかというような形も視野に入れて”というふうに、なんとなく聞こえたのですけれども。グループホームの問題について、本当に考えていただきたいなと思います。

障害を理由とする差別の解消推進の法律が出ましたけれど、その中の社会的障壁の除去を怠ることによる、権利侵害の防止というのがあって、そこに社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存在し、グループホームとかで暮らしたいと思う障害者は存在していて、且つその実施に伴う負担が過重でないときには、そおれを怠ると。例えば、スプリンクラーの設置だとか何かで過重だということになって、不動産屋さんがやらないとかになったら、そのときに民間事業所には、努力義務しかない。そうすると、最終的についていけないよという損をこうむるのは障害者になってしまうことがあるので…。この問題はグループホームの問題だけではなくて、今度始まる解消法も——千葉は千葉であるわけですが——それとの兼ね合いもありますので、本当に専門部会だとか分科会とか、何かつくってやっていくぐらいの勢いはあってほしいなと思って今聞いていました。

それから、資料のほうでは3のほうにある「障害のある人への理解…」のところの継続事業のところなのですが、虐待防止のことです。これは虐待防止のほうの委員会でも言ったことがあるのですが、こっちにむしろ関係があることなので言いたいのです。

虐待が起きて、それを何とかするというのも一つ大事なのですが、それだけでは防止につながらなくて…。特に家庭での虐待があったときに、例えば虐待している親御さんがいたときに、「虐待防止法という法律があるから、だめなんだよ」というだけだと、どんどん逆に追い詰められてしまうようなことになっていくだろう。そうではなくて、虐待を起させないために何が必要かといったら、日常的生活支援や相談支援の充実、それが今、虐待ということを防いでいくために十分使われているかといったら、あまり使われていない。「私、虐待しそうですから、子供を預かる日数をふやしてください」といっても、市町村が出すかどうかといったら、出さないかもしれない。一昔前に…もうずっと昔、30年も前ですが、障害をもった方のお母さんが体を壊したり、具合が悪かったりして、子供を預けたいというときに、まだショートステイとかなかったときというのは、具合が悪いくらいじゃ預かってくれなくて、入院したら子供を預かるみたいなことをやっていた。それと同じで、虐待防止につながるようなことがあったときに、それを防いでいかないと、虐待になったら虐待防止法で対応しますとかということでは、僕はもう全くだめだろうなと思っています。

その中でも継続して考えることになったのですが、生活支援とか、相談支援とか、虐待を起ささないことについては、むしろここが専門のところだと思うのですね。この中で生

活支援というものが、虐待防止についてもちゃんと予防の部分で機能しているかどうか。できることなら親御さんやお子さんが、「自分の子を虐待してしまった」とか、子供が「お母さんが僕を虐待したんだ」と思ってから助けるのではなく、そう思わない間にそういうことが起きないようにしていくためには、日常的な生活支援の充実が必要だと思いますので、ここでもそういう視点をもって行っていただきたい。

そして、実際に生活支援を実施するのは市町村なので、県のほうから生活支援や相談支援を…。虐待防止法は、虐待防止法のことをやればいいのか権利養護のことをやればいいのかではなくて、日常的なところにかかっているのです、十分それを防止する意味でも使われていくように指導やアドバイスをしたいと思っています。実際そういうことで、もう行われていることとかがあるようだったら、教えていただければと思っています。

#### 高梨部会長

はい、ありがとうございます。貴重な御意見だと思います。今の五十嵐委員の補足になってしまいますけれど、私も虐待をしてしまうその前に、やはりしなくて済む環境づくりということでは、擁護者に対する研修、あるいは心のケアということも含めてやっていかなければならないのかなというふうに考えております。またあわせて、使用者虐待は労働局の所管になってしまうわけですが、使用者虐待が起きた場合のその後の支援について、福祉関係者と労働局の職員とのチームワークが取りにくい。支援の視点が違うからなわけですが…。何とか労働局の方々にも必要な研修を受けていただくような策が、やはり必要なのではないかなということを感じております。事務局のほうで検討していただけたらと思っています。ほかにいかがでしょうか？はい、刑部委員。

#### 刑部委員

「一般就労支援と定着支援の促進」というところで、「特に特別支援学校等の生徒における」ということで、特別支援学校のほうにスポットを当てていただきまして、本当にうれしく思っております。非常に各学校とも、就労に関して苦勞していますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っています。

#### 高梨部会長

ほかには、よろしいでしょうか？ それでは、ただいまいただきました御意見は、ぜひ事務局のほうで整理の上、今後の参考にさせていただくとともに、さらに 26 年度の予算確保について御努力いただきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

続きましてですが、議題の 3 ですかね、事務局のほうから御説明のほうをお願ひいたします。

#### 事務局（桜井副課長）

はい、桜井です。それでは、お手元の資料 3-1、「平成 25 年度の本部会について」という資料をお出しいただければと思います。

## 高梨部会長

時間もございませんので、手短によろしくお願いいたします。

## 事務局（桜井副課長）

はい、わかりました。8月以降のスケジュールがこちらのほうに書いてございます。

まず右下の四角の枠の中をちょっとごらんいただければと思うのですが、27年度末というところでございます。こちらのほうに「高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要な措置を講ずるものとする」ということで、こちらのほうは、障害者総合支援法付則の3条で、法律施行後3年を目途としてという内容でございまして。こちらに関しては、前回の本部会でも報告をさせていただいたのですが、高齢期の障害者への支援に係る国への要望事項ということで、参考1でございまして、そちらのほうで国のほうへは要望をしております。

またこれも補足ですが、参考2ということで、A3横の資料のほうに、「高齢期の障害者への支援に係る国への要望状況」ということで、こちらは後ほどごらんになっていただければと思うのですが。今の県から国への要望事項のほかに、関東・甲信越地区ですとか、全国主要都道府県民生主管部長連絡協議会ですとか、さまざまな場におきまして高齢期の障害者への支援に係る国への要望などを行っているところでございます。

また資料の3-1のほうに戻っていただければと思うのですが。今まで国・県の動きということで、一番右側のほうになっていきますが、今申し上げたのが6月から8月にかけての「高齢期の障害者への支援に係る国への要望」でございまして。

その後の動きでございまして、国のほうでは、国（四角囲み）と書いてあるところでございまして、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」ですとか、その下の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」。こういったものが、国のほうで示されております。こういったものに基づきまして、県のほうでは、下の○のところでございますが、「災害時要援護者避難支援の手引き改定作業」ですとか、「災害時における避難所運営の手引き改定作業」。こういったものを行っていることとなっております。この中では、昨年度、災害ワーキングで御検討いただいた内容を反映させる予定でございまして。

次に国のほうでは、「障害者基本計画案のパブリックコメント」ということで、国（四角囲み）の三つ目のところでございます。パブリックコメントのほうは、9月5日まで行われたところでございます。内閣府に確認しましたところ、9月中には閣議決定予定とのことでございます。

10月でございまして、また国・県の動きの少し下のほうにいきますけれども、「国の障害者の地域生活の推進に関する検討会の結果報告の取りまとめ」が予定されております。

また11月には、「障害福祉計画の定期的な評価、分析及び評価に係る、いわゆるPDC Aマニュアル」。これが示される予定でございまして。

また1月には、「第4期障害福祉計画策定に向けた基本指針」。こういったものも示され

る予定でございます。こういった国の動きにあわせまして、本部会のほうは今後、必要に応じまして適宜開催させていただきたいと考えております。

次に資料3-2ということで「第五次計画の策定に向けたスケジュール素案」。こちらをごらんいただきたいと思っております。こちらのまず(1)県と国の状況でございます。この表が障害者計画関係の状況を表したものとなっております、上が県、下が国の動きとなっております。県のほうでは、21年度から26年度までの6年間、今の第四次千葉県障害者計画の5年目ということになっておりまして、次期計画は、27年度からとなりますので、26年度に新たな計画策定作業をする必要がございます。一方で国の…もう一方の障害者基本計画につきましては、平成24年度までの計画となっております、9月現在、先ほど申し上げましたが、新たな障害者基本計画の策定作業中となっております、パブコメを終了しまして、現在、最終調整中というふうに聞いております。この新しい障害者基本計画は、25年度から29年度までの5年間の計画となる予定となっております。この新障害者基本計画と平成26年度1月に国が提示予定の第4期障害福祉計画の基本指針を受けまして、本県の次期障害者計画でございます、第五次千葉県障害者計画を策定することとなります。

続きまして(2)、下のほうですが、第五次計画策定体制のほうをごらんいただきたいと思っております。こちらにつきましては、第四次計画の推進体制でございます、この本部会。あと各専門部会の体制を活用しまして、記載のとおり専門部会と本部会の中に①のところでございますが、入所地域移行ワーキングチーム、こちらを立ち上げまして、本部会と四つの専門部会などを体制の中で検討させていただきまして、第五次障害者計画案の取りまとめを予定していきたいというふうに考えております。

次のページの(3)第五次計画策定スケジュールのほうをごらんいただきたいと思っております。策定までのスケジュールでございますが、まず最初に今年度中を目途に、現在、未委嘱となっております、千葉県障害者施策推進協議会の委員の委嘱。あともう一つ、千葉県障害者計画策定推進部会の委員就任依頼を行いたいというふうに考えております。結果としまして、現在の推進作業部会につきましては、今年度末を最後の開催にしたいというふうに考えております。

二つ目の○ですが、26年4月以降に速やかに第1回を開催いたしまして、以後、定期的に5回程度の会議を開催しまして、あわせて各専門部会等で策定する計画素案の取りまとめを行いまして、26年10月ごろを目途に素案を取りまとめます。その後、パブリックコメントを行った後に第五次障害者計画案を取りまとめまして、最終的には施策推進協議会の諮問を行った上で、26年度中の計画決定をしてまいりたいというふうに思っております。スケジュール等につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

#### 高梨部会長

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問がありましたら、よろしくお願いたします。はい、倉田委員。

### 倉田委員

こんにちは、倉田です。資料3-2の中で質問がございます。その前に、きのうですか、私は2年間、障害者支援施設でお世話になって、実はきのうから地域に帰って純粋な一人暮らしを始めました。支援はヘルパー事業所ということで、1日十何時間のヘルパーの支援を受けて、これから生活してまいります。

ここの中の図の中で、入所と地域移行のワーキングチームができるのですか？ いいと思うのですが、これだけ地域移行と言われている中で、私は専門部会のほうがいいのではないかなと感じております。

この本部会の流れの中でも、今後も入所施設が必要だということも、県に対しても本部会としても一致していますし、サテライト型のグループホームもどうなっていくのか何もわからないですけど、要は入所施設であっても、地域移行分のやり方というの、ある種この2年間は立ち上げ的にできるのではないかなというふうに感じております。

例えば、一番、私、入所施設で感じたのは、外に行きたいという利用者さんが多かった。それは移動加算とかとつけるのも、地域移行の入所の方の、地域移行の一環ではないかなと思いますし、今、サテライト型のグループホームもいろいろ県から要望していますし、逆に私みたいな一人暮らしを始めた人も、家賃のこととか、光熱費のこととか…。これは不公平な話なので…。

### 高梨部会長

恐れ入りますけど、スケジュールについての議事ですので。すみません、簡潔に。時間もありませんので、御協力ください。

### 倉田委員

はい。ということで、専門部会へおろしていただいて、具体的に揉んだ方がいいのではないかなというふうに感じます。以上です。

### 高梨部会長

はい、御意見としていただいております。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか？ それでは、ただいまいただいた御意見をもとに事務局にて整理の上、今後の参考にさせていただきたいと思います。

続きまして最後になりますが、その他ということで、何か事務局のほうでございませうでしょうか？

### 事務局（桜井副課長）

はい。それでは次回の日程ですとか、議題でございますが、今日いただきました議論ですとか、今後の国の動向などを踏まえまして、今後また改めて御連絡をさせていただきたいと思います。後日、メール等で照会をさせていただくかと思っておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

### 高梨部会長

資料がたくさんございますので、御意見が出し切れなかった方もいらっしゃるかと思うのですが、若干時間を取って、メールで意見をお寄せいただくということは可能ですか？

### 事務局（桜井副課長）

はい、可能でございます。それでは目途として、来週いっぱいぐらいを目途に事務局のほうまでメールのほうをいただければと思います。メールとかは、御存じでしょうか？ それでは、今まで御連絡等は、事務局の高梨のほうで照会ということで、メール等で御連絡しているかと思っておりますので、高梨のほうまで照会等は、いただければと思います。

### 高梨部会長

私ということではございませんけれど、お間違いなく。

十分議論が尽くせないということも多いかと思っておりますので、なるべく今、ITを使いまして、少しでもそれを補っていきたいと思っておりますので、御意見がございましたら、来週までぜひお寄せいただきたいと思っております。

それでは、そろそろ予定の時刻になります。これもちまして、第2回の本部会は、終了させていただきます。事務局のほうに、じゃあ、お返しいたします。御協力ありがとうございました。

それでは、事務局のほうで特に追加の御連絡はないようですので、以上もちまして、本部会を終了いたします。